



鳥取県公報

平成 25 年 10 月 11 日(金)
号外第 108 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|-------|------------------------------------|----|
| ◇ 条 例 | 鳥取県附属機関条例 (53) (業務効率推進課) | 5 |
| | 鳥取県手話言語条例 (54) (障がい福祉課) | 21 |
| | 鳥取県民生委員定数条例 (55) (長寿社会課) | 24 |

=====公布された条例のあらまし=====

◇鳥取県附属機関条例の新設について

1 条例の新設理由

近年、要綱等により設置された私的諮問機関について、当該機関の委員への報償費等の支出に対する住民訴訟等において違法の判示がなされている状況を踏まえ、県行政に関し調査審議を行う審議会等を条例に基づく附属機関とするものである。

2 条例の概要

(1) 附属機関の設置

ア 知事又は教育委員会の附属機関として、鳥取県教育協働会議など327の機関を設置する。

イ アで定めるもののほか、設置期間が1年未満の附属機関については、あらかじめ機関の名称等必要な事項を告示することにより設置することができることとする。

(2) 附属機関の組織等

法律又は他の条例に特別の定めがあるもののほか、附属機関の組織等は、次のとおりとする。

| | |
|-------|---|
| ア 組織 | 附属機関は、執行機関が定める人数の委員をもって組織する。 |
| イ 委員 | (ア) 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、執行機関が任命する。 (イ) 委員の任期は、執行機関が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (ウ) 委員は、再任されることができる。 |
| ウ 会議 | (ア) 附属機関は、議事に関係のある委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 (イ) 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。 (ウ) 附属機関は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。 |
| エ 部会等 | (ア) 附属機関は、その定めるところにより、部会又は分科会（以下「部会等」という。）を置くことができる。 (イ) 部会等に属すべき委員は、附属機関が指名する。 (ウ) ウの規定は、部会等の会議について準用する。 |
| オ 雑則 | この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、附属機関が定める。 |

(3) 施行期日

施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県手話言語条例の新設について

1 条例の新設理由

障がい者への理解と共生を県民運動として推進するあいサポート運動の発祥の地である鳥取県において、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生することができる社会を築くため、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進を図ろうとするものである。

2 条例の概要

| | |
|--------|---|
| (1) 目的 | この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者 |
|--------|---|

| | |
|-----------------|--|
| | とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。 |
| (2) 手話の意義 | 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。 |
| (3) 基本理念 | 手話の普及は、ろう者とろう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行われなければならない。 |
| (4) 県等の責務 | ア 県は、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。 イ 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。 ウ 市町村は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。 |
| (5) 県民等の役割 | ア 県民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。 イ ろう者は、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。 ウ 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。 エ 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。 |
| (6) 計画の策定及び推進 | ア 県は、鳥取県障害者計画において、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴いて、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。 イ 知事は、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。 |
| (7) 手話を学ぶ機会の確保等 | ア 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。 イ 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習するための取組を推進するものとする。 |
| (8) 手話を用いた情報発信等 | ア 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。 イ 県は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行うものとする。 ウ 県は、市町村と協力して、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図るものとする。 |
| (9) 学校における手話の普及 | ア ろう児が通学する学校の設置者は、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 イ ろう児が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、ろう児及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び |

| | |
|---------------|--|
| | 支援に努めるものとする。 ウ 県は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。 |
| (10) 事業者への支援等 | ア 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。 イ ろう者及びろう者の団体は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。 ウ 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。 エ 県は、手話の普及に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。 |
| (11) 協議会の設置等 | ア 手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策を定める際に、知事に意見を述べること等を行わせるため、鳥取県手話施策推進協議会を設置する。 イ 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。 |
| (12) 施行期日 | 施行期日は、公布日とする。 |

◇鳥取県民生委員定数条例の新設について

1 条例の新設理由

民生委員法の一部が改正され、民生委員の定数は都道府県の条例で定めることとされたことに伴い、民生委員の定数を定める。

2 条例の概要

(1) 民生委員の定数は、次のとおりとする。

| | |
|---------|------|
| 鳥取市 | 516人 |
| 米子市 | 338人 |
| 倉吉市 | 164人 |
| 境港市 | 86人 |
| 岩美郡岩美町 | 48人 |
| 八頭郡若桜町 | 22人 |
| 八頭郡智頭町 | 32人 |
| 八頭郡八頭町 | 68人 |
| 東伯郡三朝町 | 35人 |
| 東伯郡湯梨浜町 | 49人 |
| 東伯郡琴浦町 | 65人 |
| 東伯郡北栄町 | 45人 |
| 西伯郡日吉津村 | 9人 |
| 西伯郡大山町 | 61人 |
| 西伯郡南部町 | 35人 |
| 西伯郡伯耆町 | 40人 |
| 日野郡日南町 | 31人 |
| 日野郡日野町 | 22人 |
| 日野郡江府町 | 18人 |

(2) 施行期日は、平成25年12月1日とする。

条 例

鳥取県附属機関条例をここに公布する。

平成25年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第53号

鳥取県附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この条例に規定する事項について法律又は他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(設置)

第2条 別表第1の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

2 別表第2の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、教育委員会の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

3 前2項に定めるもののほか、知事、教育委員会その他の執行機関は、設置期間が1年未満の附属機関を設置することができる。

4 執行機関は、前項の規定により附属機関を設置するときは、あらかじめ、機関の名称、調査審議させる事項、設置期間その他必要な事項を告示しなければならない。

(組織)

第3条 附属機関は、執行機関が定める人数の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、執行機関が任命する。

2 委員の任期は、執行機関が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 附属機関は、議事に関係のある委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。

3 附属機関は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会等)

第6条 附属機関は、その定めるところにより、部会又は分科会（以下「部会等」という。）を置くことができる。

2 部会等に属すべき委員は、附属機関が指名する。

3 前条の規定は、部会等の会議について準用する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、附属機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| 名称 | 調査審議する事項 |
|-----------------------------|--|
| 鳥取県教育協働会議 | 鳥取県の子どもの学びの質の向上の取組その他の教育振興施策に関する事項 |
| 鳥取県パートナー県政推進会議 | 鳥取県民参画基本条例（平成25年鳥取県条例第3号）第2条の基本理念に基づくパートナー県政の実現に向けた県民参画による県政推進の仕組みづくりに関する事項 |
| 鳥取県個人情報保護審議会 | (1) 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第37条第1項各号に掲げる事項 |
| | (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9第2項に規定する事項 |
| 鳥取県情報公開審議会 | 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条各号に掲げる事項 |
| 鳥取県防災会議 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項各号に掲げる事項 |
| 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会 | 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）の改正に関する事項 |
| 鳥取県版業務継続計画策定推進会議 | 県内の市町村その他の事業活動を行う者の業務継続のための取組の推進に関する事項 |
| 鳥取県国民保護協議会 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項各号に掲げる事項 |
| 鳥取県原子力防災専門家会議 | 環境放射線等のモニタリングの評価及び原子力災害その他の緊急時における防災対策等に関する事項 |
| 鳥取県救急搬送高度化推進協議会 | 消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8第4項に規定する事項 |
| 鳥取県固定資産評価審議会 | 地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2第2項に規定する事項 |
| 鳥取県公益認定等審議会 | (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第50条第1項に規定する事項 |
| | (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第138条第1項に規定する事項 |
| 鳥取県内水面利用調整委員会 | 鳥取県内水面利用調整委員会条例（平成15年鳥取県条例第55号）第2条に規定する事項 |
| 鳥取県公共事業評価委員会 | 鳥取県公共事業評価委員会条例（平成15年鳥取県条例第8号）第2条各号に掲げる事項 |
| 鳥取県東京アンテナショップ運営会議 | 鳥取県東京アンテナショップの運営のあり方に関する事項 |
| 鳥取県職員の処分等に係る評価委員会 | 職員の処分の基準案及び職員の処分案並びに職員に対する求償に関する事項 |
| 鳥取県知事等の給与に関する有識者会議 | 知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度の改正の必要性に関する事項 |
| 鳥取県事業棚卸し評価者会議 | 県が実施する事業の評価に関する事項 |
| 鳥取県財産評価審議会 | 鳥取県財産評価審議会設置条例（昭和38年鳥取県条例第6号）第2条第1項に規定する事項 |
| 鳥取県職員人材開発センター運営審議会 | 鳥取県職員人材開発センター運営審議会設置条例（昭和31年鳥取県条例第2号）第2条に規定する事項 |
| 鳥取県公務災害補償等認定委員会 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）第4条第1項に規定する事項 |
| 鳥取県公務災害補償等審査会 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第18条第1項 |

| | |
|-------------------------------|--|
| | に規定する事項 |
| 鳥取県職員一般疾患健康管理審査会 | 職員に適用する一般疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項 |
| 鳥取県職員精神疾患健康管理審査会 | 職員に適用する精神疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項 |
| 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 | 鳥取県人権尊重の社会づくり条例（平成8年鳥取県条例第15号）第7条第1項に規定する事項 |
| 鳥取県いじめ問題検証委員会 | いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態についての調査及び県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故に関する事項 |
| 鳥取県人権意識調査実施検討委員会 | 鳥取県人権意識調査の実施に関する事項 |
| 鳥取県新鳥取県史編さん委員会 | 新鳥取県史編さん事業の基本方針及び新鳥取県史の刊行計画等に関する事項 |
| 鳥取県私立学校審議会 | 私立学校法（昭和24年法律第270号）第9条第1項並びに私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第12条の2及び第13条に規定する事項 |
| 鳥取県男女共同参画推進員 | 鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）第24条各号に掲げる事項 |
| 鳥取県男女共同参画審議会 | 鳥取県男女共同参画推進条例第32条に規定する事項 |
| 鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会 | 鳥取県男女共同参画推進企業の認定に関する事項 |
| 鳥取県東部地区中山間地域振興協議会 | 中山間地域の振興のための施策に関する事項 |
| 鳥取県八頭地区中山間地域振興協議会 | |
| 鳥取県中部地区中山間地域振興協議会 | |
| 鳥取県西部地区中山間地域振興協議会 | |
| 鳥取県日野地区中山間地域振興協議会 | |
| 鳥取県男女共同参画センター運営協議会 | 鳥取県男女共同参画センターの運営のあり方に関する事項 |
| 鳥取県文化芸術振興審議会 | 鳥取県文化芸術振興条例（平成15年鳥取県条例第53号）第17条第1項に規定する事項 |
| 鳥取県アーティスト・リゾート・イン・トットリ事業評価委員会 | 芸術家が活動しやすい環境づくりを県全域に広げていくための事業の評価に関する事項 |
| 鳥取県ジュニア美術展覧会運営委員会 | 鳥取県ジュニア美術展覧会（以下「ジュニア県展」という。）の開催要項、審査員の決定その他のジュニア県展の運営に関する事項 |
| 鳥取県美術展覧会運営委員会 | 鳥取県美術展覧会（以下「県展」という。）の出品の要項、審査員の決定その他の県展の運営に関する事項 |
| 鳥取県文化芸術事業評価委員会 | 県が実施し、又は助成する文化芸術事業の評価に関する事項 |
| 鳥取県文化功労賞知事表彰選考委員会 | 鳥取県文化功労賞知事表彰の被表彰者の選考に関する事項 |
| とっとり伝統芸能まつり出演団 | とっとり伝統芸能まつりの出演団体の選定並びに開催日及び開催場所の決定 |

| 体選定委員会 | に関する事項 |
|----------------------------------|--|
| 鳥取県社会福祉審議会 | (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に規定する事項 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項本文及び第2項に規定する事項 (3) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条に規定する事項 (4) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条に規定する事項 |
| 鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会 | 福祉サービスの評価を行う第三者機関の認証その他の福祉サービスの第三者評価に関する事項 |
| 鳥取県福祉のまちづくり推進協議会 | 福祉のまちづくりのための施設等の整備基準及び福祉のまちづくりの推進のために必要な施策に関する事項 |
| 鳥取県精神医療審査会 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第12条に規定する事項 |
| 鳥取県障害者介護給付費等不服審査会 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第97条第1項の審査請求に関する事項 |
| 鳥取県障害者施策推進協議会 | (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項各号に掲げる事項 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項に規定する事項 (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第2項に規定する事項 |
| 鳥取県手話施策推進協議会 | 鳥取県手話言語条例（平成25年鳥取県条例第54号）第17条各号に掲げる事項 |
| 鳥取県体験作文等審査委員会 | 心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターの知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項 |
| 鳥取県地域移行支援プロジェクト会議 | 精神障がい者の地域移行及び地域定着に向けた支援に関する事項 |
| 鳥取県地域依存症対策推進委員会 | 薬物・アルコール等依存症の患者に対する支援に有用な地域資源の状況及び各種施策に関する事項 |
| 鳥取県地域自立支援協議会 | 地域における障がい者及び障がい児の支援体制の整備に関する事項 |
| 鳥取県介護保険審査会 | 介護保険法（平成9年法律第123号）第183条第1項に規定する事項 |
| 鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会 | 鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画の策定並びにこれらの計画の推進のための施策等に関する事項 |
| 鳥取県 ^{かくたん} 喀痰吸引等研修実施委員会 | ^{かくたん} 喀痰吸引等を安全に実施する知識と技能を習得するための研修に関する事項 |
| 鳥取県「支え愛」まちづくり推進プロジェクトチーム | 高齢者等援護が必要な者の見守り体制の構築、在宅生活支援その他の安全安心に暮らせる環境の整備に関する事項 |
| 鳥取県母子保健対策協議会 | 県及び市町村が行う母子保健事業についての評価等に関する事項 |
| 鳥取県青少年問題協議会 | 鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第1条に規定する事項 |
| 鳥取県有害図書類指定審査会 | 青少年に有害な図書類等の指定に関する事項 |
| 鳥取県障害児通所給付費等不服審査会 | 児童福祉法第56条の5の5第1項の審査請求に関する事項 |
| 鳥取県子どもの心の診療ネットワーク会議 | 子どもの心の問題に対応する人材育成並びにネットワーク構築に向けた協力及び連携のあり方に関する事項 |
| 鳥取県重症心身障がい児・者関係医療機関会議 | 重症心身障がい児及び重症心身障がい者並びにこれらの家族の支援体制の整備に関する事項 |

| | |
|-------------------------|---|
| 鳥取県発達障がい者支援体制整備検討委員会 | 発達障がい児及び発達障がい者並びにこれらの家族の支援体制の整備に関する事項 |
| 鳥取県ペアレントメンター運営委員会 | 発達障がい児の保護者が相談相手となって、発達障がい児の家族を支援する活動に関する事項 |
| 鳥取県肝炎対策協議会 | 肝臓がん、肝炎その他の肝疾患の診療体制に関する事項 |
| 鳥取県がん対策推進県民会議 | 鳥取県がん対策推進条例（平成22年鳥取県条例第43号）第8条から第14条までの規定によるがん対策に関する事項 |
| 鳥取県感染症対策協議会 | 感染症による危機に適切に対応するための指針の策定、感染症情報の収集及び分析並びに状況に応じた対応策等に関する事項 |
| 鳥取県健口食育プロジェクト事業検討会 | 県民の口腔機能 ^{くわう} についての知識の普及及び食育支援の体制整備に関する事項 |
| 鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議 | 健康づくり文化の創造のための施策に関する事項 |
| 鳥取県心といのちを守る県民運動 | 自死防止対策に関する事項 |
| 鳥取県食育推進活動知事表彰選考委員会 | 鳥取県食育推進活動知事表彰の被表彰者の選考に関する事項 |
| 鳥取県地域がん登録あり方検討ワーキンググループ | がん統計の整備のために行うがん患者の診療情報の収集等のあり方に関する事項 |
| 鳥取県特定疾患対策協議会 | 県が実施する特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に係る対象患者の認定診査等に関する事項 |
| 鳥取県8020運動推進協議会 | 生涯を通じた県民の歯科保健対策としての8020運動の具体的な施策等に関する事項 |
| 鳥取県よい歯のコンクール審査会 | よい歯のコンクール知事表彰の被表彰者の選考に関する事項 |
| 鳥取県医療審議会 | 医療法（昭和23年法律第205号）第71条の2第1項に規定する事項 |
| 鳥取県准看護師試験委員 | 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項に規定する事項 |
| 鳥取県看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会 | 看護師養成の現状と課題、今後必要な看護師数及び看護師像並びに看護師養成の拡充策等に関する事項 |
| 鳥取県周産期医療協議会 | 安心安全な妊娠及び出産並びに新生児に対する高度専門的な医療を効果的に提供する周産期医療体制の整備に関する事項 |
| 鳥取県地域医療対策協議会 | 医療法第30条の4第2項第5号に規定する救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他必要な医療の確保に関する事項 |
| 鳥取県保健師現任教育検討会 | 県内の現任の保健師に対する教育の評価及び課題並びに推進方策等に関する事項 |
| 鳥取県立歯科衛生専門学校入学選抜試験委員会 | 鳥取県立歯科衛生専門学校の入学者の選考に関する事項 |
| 鳥取県国民健康保険審査会 | 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の審査請求に関する事項 |
| 鳥取県後期高齢者医療審査会 | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の審査請求に関する事項 |
| 鳥取県麻薬中毒審査会 | 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の13第1項に規定する事項 |
| 鳥取県医療安全推進協議会 | 医療法第6条の11第1項の規定により設置する鳥取県医療安全支援センターの運営に関する事項 |

| | |
|---|--|
| 鳥取県薬物乱用対策推進本部 | 麻薬、覚せい剤等の乱用対策に関する事項 |
| 鳥取県自立支援医療費（精神通院医療）支給認定・精神障害者保健福祉手帳交付判定会 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく精神通院医療に係る自立支援医療費支給の要否並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳交付の可否及び等級の判定に関する事項 |
| 鳥取県東部感染症診査協議会 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第3項各号に掲げる事項 |
| 鳥取県中部感染症診査協議会 | |
| 鳥取県西部感染症診査協議会 | |
| 鳥取県東部圏域がん対策推進会議 | 地域に密着した医療及び検診体制、受診率の向上その他の地域の特性に応じたがん対策の推進に関する事項 |
| 鳥取県中部圏域がん対策推進会議 | |
| 鳥取県西部圏域がん対策推進会議 | |
| 鳥取県東部地域歯科保健推進協議会 | 歯科保健関係者の人材育成等の歯科保健衛生の推進に関する事項 |
| 鳥取県中部地域歯科保健推進協議会 | |
| 鳥取県西部地域歯科保健推進協議会 | |
| 鳥取県東部福祉保健事務所老人ホーム入所調整委員会 | 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条の2の規定による老人福祉に関する実情の把握及び福祉の措置の調整に関する事項 |
| 鳥取県中部福祉事務所老人ホーム入所調整委員会 | |
| 鳥取県西部福祉事務所老人ホーム入所調整委員会 | |
| 鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会 | 地域保健医療計画の実施に関する事項 |
| 鳥取県中部保健医療圏地域保健医療協議会 | |
| 鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会 | |
| 鳥取県中部保健医療圏の産科・小児科医療体制検討会 | 中部地区の産科及び小児科の医療体制の整備に関する事項 |
| 鳥取県環境審議会 | 鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）第27条各号に掲げる事項 |
| 鳥取県環境影響評価審査会 | 鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）第40条に規定する事項 |
| 鳥取県公害紛争あっせん委員 | 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第24条第2項に規定するあっせんに関する事項 |
| 鳥取県公害紛争調停委員会 | 公害紛争処理法第24条第2項に規定する調停に関する事項 |
| 鳥取県公害紛争仲裁委員会 | 公害紛争処理法第24条第2項に規定する仲裁に関する事項 |
| 鳥取県湖山池環境モニタリング委員会 | 湖山池の汽水湖化による水質及び各種生態系の変化等に係るモニタリングの手法、結果の評価及び課題への対応に関する事項 |
| 鳥取県地下水研究プロジェクト | とっどりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例（平成 |

| | |
|---------------------------|---|
| | 24年鳥取県条例第91号) 第26条第1項に規定する研究に関する事項 |
| 鳥取県放射能調査専門家会議 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの核原料物質鉾山たい積場及びその周辺地域の環境放射能についての調査に関する事項 |
| 鳥取県衛生環境研究所調査研究外部評価委員会 | 鳥取県衛生環境研究所が行う調査研究の成果に関する事項 |
| 鳥取県廃棄物審議会 | 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(平成17年鳥取県条例第68号) 第30条第1項各号に掲げる事項 |
| 鳥取県特定鳥獣保護管理検討会 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) 第7条第1項に規定する特定鳥獣保護管理計画の策定又は変更に関する事項 |
| 鳥取県外来種検討委員会 | 外来種の防除、駆除等の外来種対策に関する事項 |
| 鳥取県氷ノ山グリーンエコリゾート推進協議会 | 氷ノ山一帯の観光振興及び地域活性化に関する事項 |
| 鳥取県交通安全対策会議 | 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号) 第16条第2項各号に掲げる事項 |
| 鳥取県クリーニング師試験委員 | クリーニング業法(昭和25年法律第207号) 第7条第1項に規定する事項 |
| 鳥取県生活衛生営業審議会 | 鳥取県生活衛生営業審議会条例(平成12年鳥取県条例第20号) 第1条に規定する事項 |
| 鳥取県調理師試験委員 | 調理師法(昭和33年法律第147号) 第3条の2第1項に規定する事項 |
| 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会 | 鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例(平成20年鳥取県条例第44号) 第24条に規定する事項 |
| 鳥取県ふぐ処理師試験委員 | 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(平成16年鳥取県条例第7号) 第5条に規定する事項 |
| 鳥取県食の安全推進会議 | 食品の安全性の確保に関する事項 |
| 鳥取県動物愛護推進協議会 | 人と動物が安全かつ快適に暮らせる生活環境づくりのための施策に関する事項 |
| 鳥取県消費生活審議会 | 消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和55年鳥取県条例第5号) 第24条第1項に規定する事項 |
| 鳥取県屋外広告物審議会 | 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号) 第11条第1項に規定する事項 |
| 鳥取県開発審査会 | 都市計画法(昭和43年法律第100号) 第78条第1項に規定する事項 |
| 鳥取県景観審議会 | 鳥取県景観形成条例(平成19年鳥取県条例第14号) 第26条第1項に規定する事項 |
| 鳥取県国土利用計画地方審議会 | 国土利用計画法(昭和49年法律第92号) 第38条第1項に規定する事項 |
| 鳥取県都市計画審議会 | 都市計画法第77条第1項に規定する事項 |
| 鳥取県土地利用審査会 | 国土利用計画法第39条第2項に規定する事項 |
| 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会 | 土地区画整理法(昭和29年法律第119号) 第56条第3項に規定する事項 |
| 米子駅前通り土地区画整理事業評価員 | 土地区画整理法第65条第3項に規定する事項 |
| 鳥取県建築士審査会 | 建築士法(昭和25年法律第202号) 第28条に規定する事項 |
| 鳥取県建築審査会 | 建築基準法(昭和25年法律第201号) 第78条第1項に規定する事項 |
| 鳥取県経済成長戦略会議 | 県内経済の成長のための取組に関する事項 |
| 鳥取県経済・雇用振興キャビネット | 産業界における事業者又は業態特有の課題及び外部環境等の変化に伴う課題並びにこれらの解決のための施策に関する事項 |
| 鳥取県雇用創造1万人推進会議 | 雇用創造1万人計画(商工業に加え、農林水産業、観光、教育、福祉、医療などあらゆる分野において、官民連携により平成23年度から4年間で1万人 |

| | |
|--------------------------------|---|
| | の雇用創造を目指す県の計画をいう。)の推進に関する事項 |
| 鳥取県グリーン商品認定審査会 | 鳥取県グリーン商品(廃棄物、間伐材等を原材料として県内で製造され、又は加工され、県内外で販売される商品又は既に販売している商品のうち、環境への負荷が少ないものをいう。)の認定に関する事項 |
| 鳥取県次世代環境産業創出プロジェクト検討委員会 | 県が実施する次世代環境産業プロジェクト事業のテーマ及び内容、実施体制並びに受託者の決定に関する事項 |
| 鳥取県中小企業調停審議会 | (1) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第82条に規定する事項 |
| | (2) 鳥取県中小企業調停審議会設置条例(昭和33年鳥取県条例第40号)本則各号に掲げる事項 |
| 鳥取県大規模小売店舗立地審議会 | 鳥取県大規模小売店舗立地審議会条例(平成12年鳥取県条例第21号)第2条に規定する事項 |
| 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 | 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第2項各号に掲げる事項 |
| 鳥取県医工連携推進プロジェクト推進委員会 | 県内における医療機器開発の事業化の促進に関する事項 |
| 鳥取県経営革新計画承認審査会 | 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第9条第1項の規定による経営革新計画の承認及びその実施に関する事項 |
| 鳥取県経営革新大賞表彰審査委員会 | 鳥取県経営革新大賞知事表彰の被表彰者の選考に関する事項 |
| 鳥取県知的財産マネジメント委員会 | 県等が保有する知的財産権に関する事項 |
| 鳥取県トライアル発注対象製品等選定会議 | 鳥取県バック・アップ型トライアル発注制度(県内の中小企業者等が開発し、又は製造する製品等を県が試行的に発注し、官公庁からの受注実績を作る制度をいう。)の対象となる製品の選定に関する事項 |
| 鳥取県技能者表彰候補者選考委員会 | 卓越した技能者、優れた技能者及び高度熟練技能表彰の被表彰者の選考に関する事項 |
| 鳥取県伝統工芸認定委員会 | 鳥取県郷土工芸品又は郷土民芸品の指定及び鳥取県伝統工芸士の認定等に関する事項 |
| とっとり県産品利用促進協議会 | とっとり県産品(県内において生産若しくは製造加工された製品又は県外において生産若しくは製造加工された製品であって、材料、技術等が県内で生産又は伝承されているものをいう。)の利用促進等に関する事項 |
| 鳥取県「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール審査会 | 鳥取県の優れた特産品の選定に関する事項 |
| 鳥取県ふるさと認証食品協議会 | 鳥取県ふるさと認証食品(県内で製造された特色ある加工食品をいう。)の認証に関する事項 |
| 鳥取県立産業人材育成センターコンピュータ制御科運営推進協議会 | 鳥取県立産業人材育成センターコンピュータ制御科の職業訓練のあり方に関する事項 |
| 鳥取県立産業人材育成センター土木システム科運営推進協議会 | 鳥取県立産業人材育成センター土木システム科の職業訓練のあり方に関する事項 |
| 鳥取県立産業人材育成センター木造建築科運営推進協議会 | 鳥取県立産業人材育成センター木造建築科の職業訓練のあり方に関する事項 |
| 鳥取県立産業人材育成センター総合実務科運営推進協議会 | 鳥取県立産業人材育成センター総合実務科の職業訓練のあり方に関する事項 |

| | |
|--------------------------------|---|
| 鳥取県立産業人材育成センター自動車整備科運営推進協議会 | 鳥取県立産業人材育成センター自動車整備科の職業訓練のあり方に関する事項 |
| 鳥取県立産業人材育成センター設計・インテリア科運営推進協議会 | 鳥取県立産業人材育成センター設計・インテリア科の職業訓練のあり方に関する事項 |
| 鳥取県立産業人材育成センターデザイン科運営推進協議会 | 鳥取県立産業人材育成センターデザイン科の職業訓練のあり方に関する事項 |
| 鳥取県農業共済保険審査会 | 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第143条の2第2項に規定する事項 |
| 鳥取県優秀経営農林水産業者等被表彰者審査会 | 優秀経営農林水産業者等の被表彰者の選考に関する事項 |
| 鳥取県立農業大学校外部評価委員会 | 鳥取県立農業大学校の運営のあり方に関する事項 |
| 鳥取県有機・特別栽培農産物等推進協議会 | 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第17条の5第1項の規定による認定及び特別栽培農産物（農薬及び化学肥料を特に削減して栽培された農産物をいう。）の認証等に関する事項 |
| 鳥取県和牛改良委員会 | 和牛改良方針、種雄牛造成及び雌牛の改良等に関する事項 |
| 鳥取県和牛再生ステップアップ協議会 | 和牛振興に向けた和牛ビジョンの策定及びその実現のための施策に関する事項 |
| 鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会 | 農業農村整備事業が環境に及ぼす影響及び環境の保全措置に関する事項 |
| 鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進委員会 | 中山間地域等における農地の保全のための施策に関する事項 |
| 鳥取県農林水産部試験研究機関の試験研究に係る外部評価委員会 | 農林水産部が所管する試験研究機関が行う試験研究の評価に関する事項 |
| 鳥取県和牛産肉能力検定委員会 | 種雄牛の選抜のために行う和牛の産肉能力検定に関する事項 |
| 鳥取県森林審議会 | 森林法（昭和26年法律第249号）第68条第2項に規定する事項 |
| 鳥取県林業普及指導事業外部評価検討会 | 県が実施する林業の普及及び指導活動の評価に関する事項 |
| 鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会 | 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第53条の21に規定する森林環境保全税の使途に関する事項 |
| 鳥取県東部農林事務所就農計画認定審査委員会 | 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第1項に規定する就農計画の認定に関する事項 |
| 鳥取県東部農林事務所八頭事務所就農計画認定審査委員会 | |
| 鳥取県西部総合事務所就農計画認定審査委員会 | |
| 鳥取県西部総合事務所日野振興センター就農計画認定審査委員会 | |
| 鳥取県東部農林事務所鳥取農業改良普及所普及指導活動評価検討会 | |
| 鳥取県東部農林事務所八頭事務所八頭農業改良普及所普及指導 | 農業改良普及指導活動の評価に関する事項 |

| | |
|---|--|
| 活動評価検討会 | |
| 鳥取県中部総合事務所農林局倉吉農業改良普及所普及指導活動評価検討会 | |
| 鳥取県中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所普及指導活動評価検討会 | |
| 鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所普及指導活動評価検討会 | |
| 鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所大山普及支所普及指導活動評価検討会 | |
| 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局日野農業改良普及所普及指導活動評価検討会 | |
| 鳥取県建設工事等入札・契約審議会 | 鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例（平成14年鳥取県条例第68号）第2条各号に掲げる事項 |
| 鳥取県建設工事紛争審査会 | 建設業法（昭和24年法律第100号）第25条第2項に規定する事項 |
| 鳥取県土地収用事業認定審議会 | 土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の7第1項に規定する事項 |
| 鳥取沿岸の砂浜海岸復元・港内堆砂抑制に向けた技術検討委員会 | 構造物を設置しないで鳥取県の美しい砂浜海岸の土砂の流れの連続性を恒久的に確保するシステムの導入等に関する事項 |
| 鳥取県コンクリート耐久性等の品質向上検討委員会 | コンクリートひび割れ事例及びコンクリートひび割れ対策に関する事項 |
| 鳥取県新技術等実現化調査検討委員会 | 社会資本整備における課題解決に必要な新技術及び新工法の有効性及び実現性に関する事項 |
| 鳥取県岩美海岸（陸上地区）侵食対策検討委員会 | 岩美海岸陸上地区海岸の侵食の原因の究明及びその対策に関する事項 |
| 鳥取県大路川流域治水対策協議会 | 大路川の流域における治水対策に関する事項 |
| 鳥取県河川委員会 | 河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項に規定する河川整備基本方針及び同法第16条の2第1項に規定する河川整備計画の策定又は変更に関する事項 |
| 鳥取県採石場安全対策審議会 | 鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第12条第1項各号に掲げる事項 |
| 鳥取県市瀬地区土砂崩落調査委員会 | 八頭郡智頭町市瀬地区土砂崩落の原因、今後の対策工法及び監視体制等に関する事項 |
| 鳥取県土砂災害警戒情報検討委員会 | 土砂災害警戒情報の発表基準、公表方法等に関する事項 |
| 鳥取県地方港湾審議会 | 港湾法（昭和25年法律第218号）第35条の2第1項に規定する事項 |
| 鳥取県立みなとさかい交流館運営等協議会 | 鳥取県立みなとさかい交流館の整備及び運営のあり方に関する事項 |
| 鳥取県政府調達苦情検討委員会 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7 |

| | | |
|--------------------------|--|-------------------------------------|
| | 年政令第372号) 第4条に規定する特定調達契約に係る苦情の申出の処理に関する事項 | |
| 鳥取県物品購入等に係る入札等審査会 | 物品購入等に係る競争入札参加資格者の審査その他競争入札の適正な実施に必要な事項 | |
| 鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会 | 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条、第6条第2項及び第22条第3項に規定する事項 | |
| 鳥取県文化観光局指定管理候補者審査委員会 | | |
| 鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会 | | |
| 鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会 | | |
| 鳥取県商工労働部指定管理候補者審査委員会 | | |
| 鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会 | | |
| 鳥取県県土整備部指定管理候補者審査委員会 | | |
| 鳥取県立大山駐車場指定管理候補者審査委員会 | | |
| 鳥取県立大山自然歴史館指定管理候補者審査委員会 | | |
| 鳥取県立人権ひろば21指定管理施設運営評価委員会 | | 指定管理者に管理を行わせている県立施設の管理運営状況の評価に関する事項 |
| 鳥取県文化観光局指定管理施設運営評価委員会 | | |
| 鳥取県福祉保健部指定管理施設運営評価委員会 | | |
| 鳥取県生活環境部指定管理施設運営評価委員会 | | |
| 鳥取県商工労働部指定管理施設運営評価委員会 | | |
| 鳥取県農林水産部指定管理施設運営評価委員会 | | |
| 鳥取県県土整備部指定管理施設運営評価委員会 | | |
| 鳥取県立大山駐車場指定管理施設運営評価委員会 | | |
| 鳥取県立大山自然歴史館指定管理施設運営評価委員会 | | |

別表第2（第2条関係）

| 名称 | 調査審議する事項 |
|-------------|---|
| 鳥取県教育審議会 | 鳥取県教育審議会条例（平成18年鳥取県条例第12号）第3条第1項に規定する事項 |
| 鳥取県学力向上戦略本部 | 鳥取県の児童及び生徒の学力向上に向けた施策に関する事項 |

| | |
|---------------------------|---|
| 鳥取県教育委員会教職員の処分等に係る評価委員会 | 教職員の処分の基準案及び教職員の処分案並びに職員に対する求償に関する事項 |
| 鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会 | 職員に適用する一般疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項 |
| 鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会 | 職員に適用する精神疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項 |
| 鳥取県教科用図書選定審議会 | 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第9条各号に掲げる事項 |
| 鳥取県就学指導委員会 | 障がい児の障がいの種類及び程度に応じた就学指導に関する事項 |
| 鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会 | 特別支援学校における医療的な介助行為の実施に関する事項 |
| 鳥取県教職員研修等実施協議会 | 鳥取県教育センターが行う研修事業に関する事項 |
| 鳥取県立鳥取東高等学校学校関係者評価委員会 | 県立学校の教育活動その他の学校運営の評価に関する事項 |
| 鳥取県立鳥取西高等学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立鳥取商業高等学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立鳥取工業高等学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立鳥取湖陵高等学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立鳥取緑風高等学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立青谷高等学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立岩美高等学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立八頭高等学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立智頭農林高等学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立倉吉東高等学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立倉吉西高等学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立倉吉農業高等学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立倉吉総合産業高等学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立鳥取中央育英高等学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立米子東高等学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立米子西高等学校学校関係者評価委員会 | |

| | |
|--|---------------|
| 係者評価委員会 | |
| 鳥取県立米子高等学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立米子南高等学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立米子工業高等学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立米子白鳳高等学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立境高等学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立境港総合技術高等学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立日野高等学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立鳥取盲学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立鳥取聾 ^{ろう} 学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立鳥取聾 ^{ろう} 学校ひまわり分校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立鳥取養護学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立白兔養護学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立倉吉養護学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立皆生養護学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立米子養護学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校学校関係者評価委員会 | |
| 鳥取県立鳥取東高等学校学校評議員 | 県立学校の運営に関する事項 |
| 鳥取県立鳥取西高等学校学校評議員 | |
| 鳥取県立鳥取商業高等学校学校評議員 | |
| 鳥取県立鳥取工業高等学校学校評議員 | |
| 鳥取県立鳥取湖陵高等学校学校評議員 | |
| 鳥取県立鳥取緑風高等学校学校評議員 | |
| 鳥取県立鳥取緑風高等学校学校評議員 | |

| |
|-------------------------------------|
| 鳥取県立青谷高等学校学校評議員 |
| 鳥取県立岩美高等学校学校評議員 |
| 鳥取県立八頭高等学校学校評議員 |
| 鳥取県立智頭農林高等学校学校評議員 |
| 鳥取県立倉吉東高等学校学校評議員 |
| 鳥取県立倉吉西高等学校学校評議員 |
| 鳥取県立倉吉農業高等学校学校評議員 |
| 鳥取県立倉吉総合産業高等学校学校評議員 |
| 鳥取県立鳥取中央育英高等学校学校評議員 |
| 鳥取県立米子東高等学校学校評議員 |
| 鳥取県立米子西高等学校学校評議員 |
| 鳥取県立米子高等学校学校評議員 |
| 鳥取県立米子南高等学校学校評議員 |
| 鳥取県立米子工業高等学校学校評議員 |
| 鳥取県立米子白鳳高等学校学校評議員 |
| 鳥取県立境高等学校学校評議員 |
| 鳥取県立境港総合技術高等学校学校評議員 |
| 鳥取県立日野高等学校学校評議員 |
| 鳥取県立鳥取盲学校学校評議員 |
| 鳥取県立鳥取聾 ^{ろう} 学校学校評議員 |
| 鳥取県立鳥取聾 ^{ろう} 学校ひまわり分校学校評議員 |
| 鳥取県立鳥取養護学校学校評議員 |
| 鳥取県立白兔養護学校学校評議員 |
| 鳥取県立倉吉養護学校学校評議員 |

| | | |
|----------------------------------|--|------------------------------------|
| 鳥取県立皆生養護学校学校評議員 | | |
| 鳥取県立米子養護学校学校評議員 | | |
| 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校学校評議員 | | |
| 鳥取県キャリア教育推進会議 | 高等学校におけるキャリア教育のあり方及びキャリア形成のための具体的な施策に関する事項 | |
| 鳥取県教育研究開発事業に係る運営指導委員会 | 文部科学省から指定を受けた新しい取組を試験的に行う学校の運営のあり方に関する事項 | |
| 鳥取県立学校第三者評価委員会 | 専門的な知識を有する評価専門委員による鳥取県立学校の評価の実施に関する事項 | |
| 鳥取県指導改善研修教員審査委員会 | 児童等に対する指導が不適切な教員の認定及びその処遇等に関する事項 | |
| 鳥取県立鳥取商業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 | 地域で活躍できる人材育成のあり方に関する事項 | |
| 鳥取県立鳥取湖陵高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 | | |
| 鳥取県立智頭農林高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 | | |
| 鳥取県立倉吉農業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 | | |
| 鳥取県立米子南高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 | | |
| 鳥取県立米子工業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 | | |
| 鳥取県立境港総合技術高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 | | |
| 鳥取県社会教育委員 | | 社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条第1項各号に掲げる事項 |
| とっとり県民カレッジ運営委員会 | | 生涯学習のためのとっとり県民カレッジの運営のあり方に関する事項 |
| 鳥取県子どもの読書活動推進委員会 | | 鳥取県の子どもの読書活動の推進施策に関する事項 |
| 鳥取県立船上山少年自然の家運営委員会 | 鳥取県立船上山少年自然の家の施設運営のあり方に関する事項 | |
| 鳥取県立大山青年の家運営委員会 | 鳥取県立大山青年の家の施設運営のあり方に関する事項 | |
| 鳥取県立図書館協議会 | 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第2項に規定する事項 | |

| | |
|-----------------------|---|
| 鳥取県育英奨学生選考委員会 | 高等学校等奨学資金及び大学等奨学資金の貸付等に関する事項 |
| 鳥取県文化財保護審議会 | 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条第2項に規定する事項 |
| 鳥取県青谷上寺地遺跡発掘調査委員会 | 青谷上寺地遺跡の学術的な発掘調査の方法及び計画に関する事項 |
| 鳥取県妻木晩田遺跡発掘調査委員会 | 妻木晩田遺跡の学術的な発掘調査の方法及び計画に関する事項 |
| 鳥取県銃砲刀剣類登録審査会 | 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第3項の規定による火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定に関する事項 |
| 鳥取県立博物館協議会 | 博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第2項に規定する事項 |
| 鳥取県美術資料収集評価委員会 | 鳥取県立博物館に収蔵する美術資料の収集の可否及び評価に関する事項 |
| 鳥取県スポーツ審議会 | 鳥取県スポーツ審議会条例（平成24年鳥取県条例第6号）第2条第1項に規定する事項 |
| 鳥取県心や性の健康問題対策協議会 | 鳥取県の児童及び生徒の心と性に関する健康状態並びに学校における健康教育のあり方に関する事項 |
| 鳥取県子どもの体力向上支援委員会 | 鳥取県の児童及び生徒の体力に関する調査結果の考察並びに当該調査結果の学校における活用方法及び県の体力向上の取組に関する事項 |
| 鳥取県教育委員会指定管理候補者審査委員会 | 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、第6条第2項及び第22条第3項に規定する事項 |
| 鳥取県教育委員会指定管理施設運営評価委員会 | 指定管理者に管理を行わせている県立施設の管理運営状況の評価に関する事項 |

鳥取県手話言語条例をここに公布する。

平成25年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第54号

鳥取県手話言語条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 手話の普及（第8条—第16条）

第3章 鳥取県手話施策推進協議会（第17条—第23条）

附則

ろう者は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っている。

わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の中で大切に受け継がれ、発展してきた。ところが、明治13年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議された。それを受けて、わが国でもろう教育では口話法が用いられるようになり、昭和8年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。これにより、ろう者は口話法を押し付けられることになり、ろう者の尊厳は著しく傷付けられてしまった。

その後、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を規定する国が増えている。また、明治13年の決議も、平成22年にカナダのバンクーバーで開催された国際会議で撤廃されており、ろう者が手話を大切にしているとの認識は広まりつつある。

しかし、わが国は、障害者の権利に関する条約を未だ批准しておらず、手話に対する理解も不十分である。そして、手話を理解する人が少なく、ろう者が情報を入手したり、ろう者以外の者と意思疎通を図ることが容易ではないことが、日常生活、社会生活を送る上での苦労やろう者に対する偏見の原因となっている。

鳥取県は、障がい者への理解と共生を県民運動として推進するあいサポート運動の発祥の地である。あいサポート運動のスローガンは「障がいを知り、共に生きる」であり、ろう者とろう者以外の者との意思疎通を活発にすることがその出発点である。

手話がろう者とろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（手話の意義）

第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

（基本理念）

第3条 手話の普及は、ろう者とろう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

2 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。

2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

3 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

第2章 手話の普及

(計画の策定及び推進)

第8条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第9条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。

2 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第10条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

2 県は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行うものとする。

(手話通訳者等の確保、養成等)

第11条 県は、市町村と協力して、手話通訳者その他のろう者が地域において生活しやすい環境に資するために手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図るものとする。

(学校における手話の普及)

第12条 ろう児が通学する学校の設置者は、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、ろう児及びその保護者に

対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

3 県は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第13条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(ろう者等による普及啓発)

第14条 ろう者及びろう者の団体は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第15条 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、手話の普及に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 鳥取県手話施策推進協議会

(設置)

第17条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- (1) 第8条第2項の規定により、知事に意見を述べること。
- (2) この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第18条 協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第19条 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第20条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第22条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(雑則)

第23条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県民生委員定数条例をここに公布する。

平成25年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第55号

鳥取県民生委員定数条例

民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

| | |
|---------|------|
| 鳥取市 | 516人 |
| 米子市 | 338人 |
| 倉吉市 | 164人 |
| 境港市 | 86人 |
| 岩美郡岩美町 | 48人 |
| 八頭郡若桜町 | 22人 |
| 八頭郡智頭町 | 32人 |
| 八頭郡八頭町 | 68人 |
| 東伯郡三朝町 | 35人 |
| 東伯郡湯梨浜町 | 49人 |
| 東伯郡琴浦町 | 65人 |
| 東伯郡北栄町 | 45人 |
| 西伯郡日吉津村 | 9人 |
| 西伯郡大山町 | 61人 |
| 西伯郡南部町 | 35人 |
| 西伯郡伯耆町 | 40人 |
| 日野郡日南町 | 31人 |
| 日野郡日野町 | 22人 |
| 日野郡江府町 | 18人 |

附 則

この条例は、平成25年12月1日から施行する。